

○農林水産省告示第六百五十九号

農業保険法施行規則（平成二十九年農林水産省令第六十三号）第八十二条（同令第一百七十四条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、任意共済損害認定準則を次のように定める。

平成三十年三月二十八日

農林水産大臣 齋藤 健

任意共済損害認定準則

第一 農業共済組合が行う損害の額の認定

1 農業共済組合は、農業保険法（昭和二十二年法律第百八十五号。以下「法」という。）第三百三十条第三号の規定による通知を受けたときは、遅滞なく、損害を受けた建物又は農機具が当該農業共済組合の法第九十八条第五項に規定する建物を共済目的とする任意共済（法第六十三条第一項の規定に基づき特定組合（法第七十三条第四項に規定する特定組合をいう。以下同じ。）が行う建物について生じた損害について共済金を交付する事業を含む。以下「建物共済」という。）又は農機具を共済目的とする任意共済（法第六十三条第一項の規定に基づき特定組合が行う農機具について生じた損害について共済金を交付する

事業を含む。以下「農機具共済」という。）に付されている建物又は農機具であること及びその損害が当該農業共済組合の事業規程に定められた建物共済又は農機具共済の共済事故によつて生じたものであることを現地において確認しなければならない。

2 農業共済組合は、前項の規定による確認をした後、当該損害を受けた建物又は農機具につき次に掲げる事項を調査し、及び第一号から第四号までに掲げる金額を算定した上で、その支払うべき共済金に係る損害の額を認定しなければならない。

一 共済事故の発生する直前の建物の価額（新価特約の付されている建物（以下「新価特約付建物」という。）にあつては、再取得価額。第四において同じ。）又は農機具の新調達価額

二 建物のうち損害を生じた部分の価額及び当該部分につき生じた損害の程度（新価特約付建物にあつては、当該建物のうち損害を生じた部分の再建築に要する費用）

三 農機具を損害を受ける前の状態に復旧するために必要な費用の最低額

四 残存物の価額

五 賠償金等の有無及びその額

3 前項第一号に掲げる事項の算定は、共済事故の発生する直前の建物の価額にあつては当該建物の再建築に要する費用を基準とし、当該建物の使用年数、損耗の程度等を勘案して行い、新価特約付建物の再取得価額にあつては当該建物の再建築に要する費用を基準として行い、農機具の新調達価額にあつては当該農機具と同一の機種で同一又は類似の性能を有する新規の農機具を取得するために要する費用を基準として行わなければならない。

4 第二項第五号に掲げる事項の調査は、当該共済事故による損害を補填することを主たる目的として支払われるべき全てのものについて行うものとする。

5 共済事故が、当該共済事故に係る建物又は農機具を建物共済又は農機具共済に付すことにより成立した共済関係の存する者の悪意又は重大な過失により生じた疑いがある場合には、農業共済組合は、当該農業共済組合の区域の全部又は一部を管轄する警察署、消防署又は消防団の長に対して当該共済事故の原因につき照会をしなければならない。

第二 都道府県連合会が行う損害の額の認定

1 都道府県連合会（法第十一条第二項に規定する都道府県連合会をいう。以下同じ。）は、法第七十二

条において準用する法第三百三十条第三号の規定による通知を受けたときは、農業共済組合が第一第一項の規定により行う確認に立ち会わなければならない。ただし、通知された共済事故に係る損害が僅少である場合は、この限りでない。

2 都道府県連合会は、前項の通知を受けたときは、第一第二項各号に掲げる事項について調査し、同項第一号から第四号までに掲げる事項を算定した上で、組合等が支払うべき共済金に係る損害の額を認定しなければならぬ。この場合において、第一第二項第一号に掲げる事項の算定及び同項第五号に掲げる事項の調査には、第一第三項及び第四項の規定を準用する。

3 第一の規定は、法第六十三条第二項の規定により都道府県連合会が行う建物又は農機具について生じた損害について共済金を支払う事業について準用する。

第三 全国連合会が行う損害の額の認定

1 全国連合会（法第十条第一項に規定する全国連合会をいう。以下同じ。）は、特定組合又は都道府県連合会から、法第七十四条において準用する法第三百三十条第三号の規定による通知を受けたときは、共済事故の種類、その原因及び経過、当該特定組合又は都道府県連合会が支払うべき共済金又は保険金の額そ

の他当該通知の内容を審査し、必要に応じ調査し、第二第二項第一号から第四号までに掲げる事項を算定した上で、保険金又は再保険金の支払請求ごとに農業共済組合が支払うべき共済金に係る損害の額を認定しなければならない。

- 2 第一の規定は、全国連合会が行う建物共済（法第百六十三条第三項の規定による建物について生じた損害について共済金を支払う事業を含む。）及び農機具共済（同項の規定による農機具について生じた損害について生じた損害について共済金を支払う事業を含む。）について準用する。

第四 認定の基準の作成等

- 1 都道府県連合会は、その組合員である農業共済組合に対し、第一第二項第一号の共済事故の発生する直前の建物の価額又は農機具の新調達価額を適正に算定させるため、その算定の基準を作成し、必要な指導を行うものとする。

- 2 特定組合は、第一第二項第一号の共済事故の発生する直前の建物の価額又は農機具の新調達価額を適正に算定するため、その算定の基準を作成するものとする。

附 則

この告示は、平成三十年四月一日から施行する。